人事行政の運営等の状況

平成 23 年 3 月

兵 庫 県 小 野 市

目　　次

１　職員の任免及び職員数に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（1）職員の任免の状況
（2）部門別職員数の状況
（3）職員年齢別構成の状況
（4）職員数の推移

２　給与の抑制措置の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（1）給与の抑制措置の内容
（2）普通会計人件費の推移

３　職員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（1）人件費の状況（普通会計決算）
（2）職員給与費の状況（普通会計予算）
（3）ラスパイレス指数の状況
（4）一般行政職給料表の状況
（5）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
（6）職員の初任給の状況
（7）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
（8）一般行政職の級別職員数の状況

４　職員手当等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（1）職員手当の状況
（2）特別職の報酬等の状況

５　公営企業職員等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（1）水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況
（2）病院事業会計職員の給与の状況

６　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（1）職員の勤務時間
（2）休暇
（3）育児休業

７　職員の分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（1）分限処分
（2）懲戒処分

８　服務上の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

９　職員の研修及び勤務成績の評定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(1) 職員研修実施状況
(2) 職員研究発表会
(3) ハートフルサービス評価制度
(4) 勤務成績の評定の状況

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況
(2) 公務災害の状況
(3) 職員互助会の状況
(4) 利益の保護

１１　職員の競争試験及び選考の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
(1) 平成２１年度実施の採用試験の結果及び内容
(2) 平成２２年度実施の採用試験の結果及び内容

人事行政の運営等の状況を公表します

小野市では、平成１７年３月に「小野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年４月に施行しました。

この条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を市民のみなさまにお知らせし、より一層の人事行政の公平性と透明性の確保に努めてまいります。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

本市では、新規採用の抑制、民間委託の導入等により定員の適正化に努め、コスト削減及び効率性の確保に取り組んできました。

その結果、正規職員数は、平成１１年度と平成２２年度を比較すると**８０人減**となります。

●市全体職員数推移

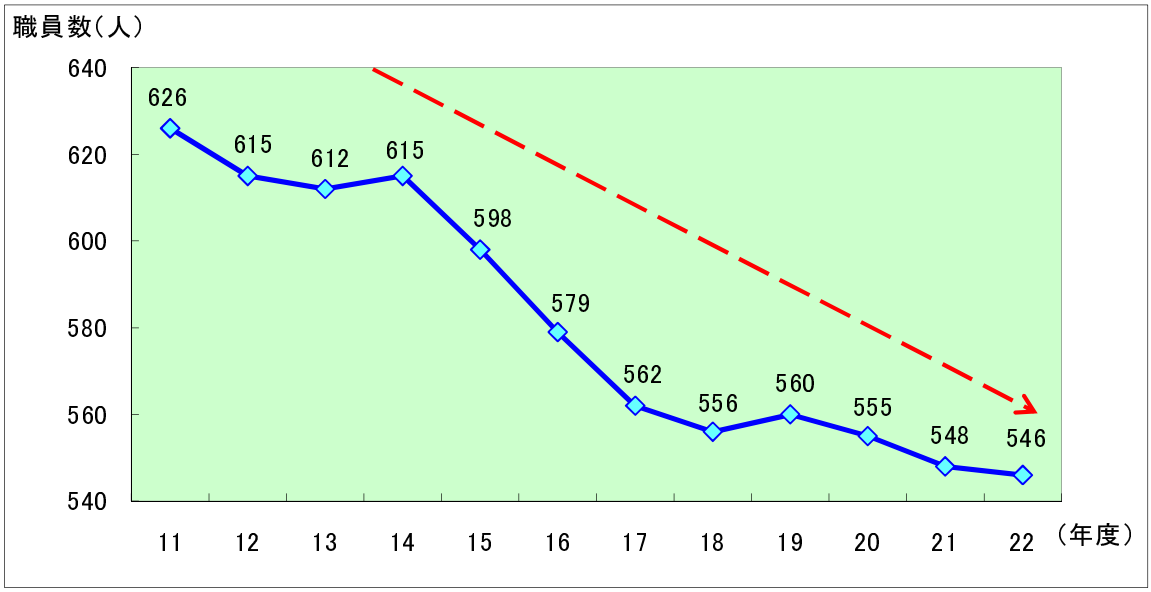

※　職員数は、各年度４月１日現在の小野市職員定数条例で定める正規職員数です。
（一般事務職員のほか、消防職員、医療職員も含みます。）

また、次ページのグラフは、平成２２年４月１日現在の市民１００人当たりの職員数（配置基準のある消防や病院勤務の職員を除いた職員数。）を示したものです。

平成１７年度以降、人口１０万人未満の市では県内最少級（平成２０年度までは県内２９市全ての中で最少）の職員数となっています。

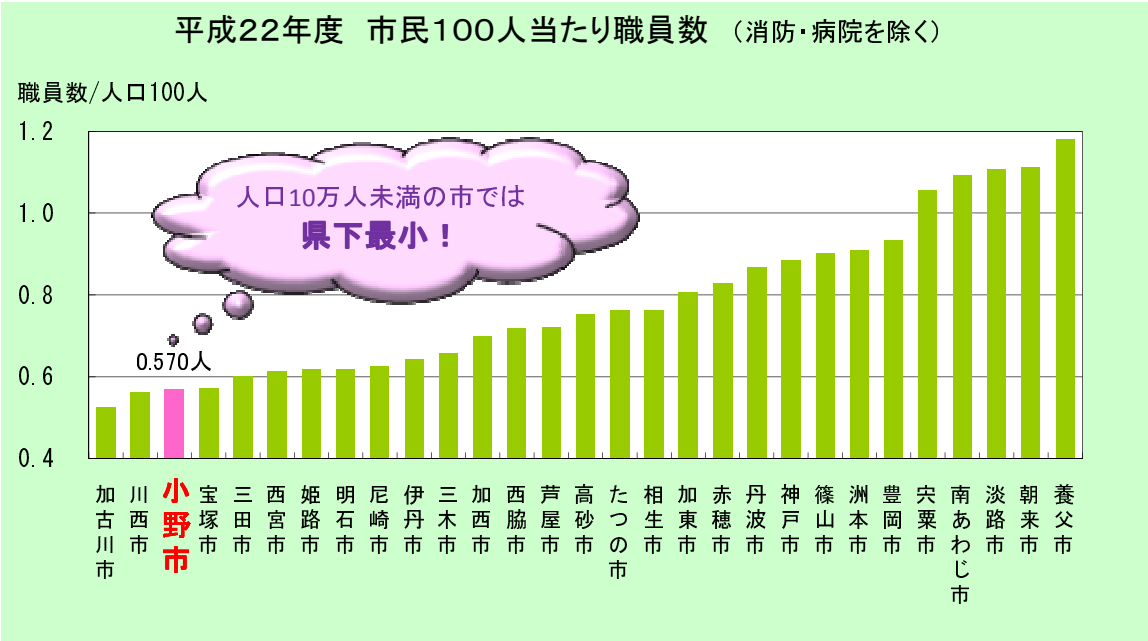

なお、平成２１年度における職員の任免状況及び職員数に関する状況は、以下に示すとおりです。

(1)　**職員の任免の状況**（平成２１年４月～平成２２年３月）

①　**採用**

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	4 人	4 人	8 人
消　防　職	1 人	0 人	1 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
医　　師	3 人	0 人	3 人
医療技術職	0 人	1 人	1 人
看　護　師	0 人	19 人	19 人
その他教育職	2 人	0 人	2 人
計	10 人	24 人	34 人

※　「その他教育職」の２人は、県からの割愛採用によるものです。

②　**昇格・昇任**

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変わることであり、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。

平成２１年度中の行政職における各役職への昇格・昇任は、次のとおりです。

役職区分	男	女	計
部　長　級	2 人	0 人	2 人
次　長　級	5 人	0 人	5 人
課　長　級	8 人	0 人	8 人
課長補佐級	1 人	1 人	2 人
係　長　級	4 人	1 人	5 人
主　務　級	5 人	1 人	6 人
非役職者	2 人	4 人	6 人
計	27 人	7 人	34 人

③　降格・降任

降格とは、職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することであり、降任とは、現在の職より下位の職に任命されることです。職員本人の希望による降格・降任と分限処分としての本人の意に反する降格・降任があります。

平成２１年度中に降格・降任された者は、ありませんでした。

④　退職

職種区分	定年	勧奨	自己都合	死亡	計
一般行政職	7 人	2 人	2 人	0 人	11 人
消　防　職	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
技能労務職	2 人	1 人	0 人	0 人	3 人
医　　師	0 人	0 人	3 人	0 人	3 人
医療技術職	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
看　護　師	2 人	1 人	12 人	0 人	15 人
教　育　職	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
計	12 人	4 人	19 人	0 人	35 人

(2)　部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 平成21年	職員数 平成22年	対前年職員数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議　　会	3 人	3 人	0 人	
		総務企画	63 人	62 人	△1 人	業務の効率化
		税　　務	17 人	16 人	△1 人	税務業務の効率化
		民　　生	36 人	37 人	1 人	福祉総合支援センター準備担当を新設
		衛　　生	25 人	23 人	△2 人	組織の統廃合、退職者不補充
		農林水産	15 人	14 人	△1 人	農業業務の効率化
		商　　工	4 人	4 人	0 人	
		土　　木	29 人	31 人	2 人	土木業務の充実、建築業務の拡大
		小　計	192 人	190 人	△2 人	〈参考：平成 22 年〉 人口１万人当たり職員数　38.06 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　58.93 人）
	教　　育		57 人	56 人	△1 人	退職者不補充
	消　　防		64 人	64 人	0 人	
	普通会計部門小　計		313 人	310 人	△3 人	〈参考：平成 22 年〉 人口１万人当たり職員数　62.11 人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　80.60 人）
公営企業等会計部門		病　　院	194 人	198 人	4 人	医療充実、新病院開設に向け事務部門充実
		水　　道	15 人	13 人	△2 人	水道業務の効率化
		下 水 道	5 人	4 人	△1 人	下水道業務の効率化
		そ の 他	21 人	21 人	0 人	
		小　計	235 人	236 人	1 人	
合　　計			548 人	546 人	△2 人	

※　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含んでいますが、臨時又は非常勤職員等は除いています。

(3)　職員年齢別構成の状況（平成２２年４月１日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 28	人 46	人 58	人 57	人 71	人 63	人 66	人 49	人 54	人 51	人 3	人 546

年齢別職員構成比（%）

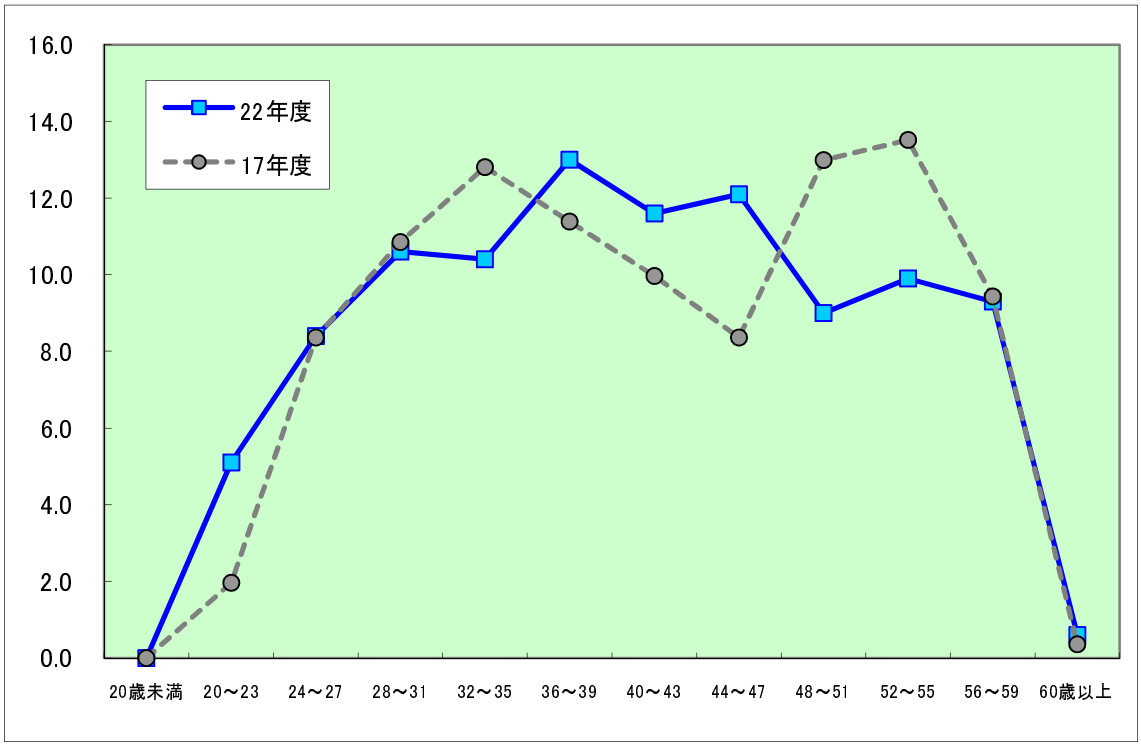

(4)　職員数の推移

部門＼年度	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	過去5年間の増減 人数	過去5年間の増減 率	過去10年間の増減 人数	過去10年間の増減 率
一般行政	人 251	人 211	人 211	人 204	人 195	人 192	人 190	人 △21	% △10.0	人 △61	% △24.3
教育	人 74	人 69	人 66	人 62	人 59	人 57	人 56	人 △13	% △18.8	人 △18	% △24.3
消防	人 60	人 62	人 62	人 63	人 64	人 64	人 64	人 2	% 3.2	人 4	% 6.7
普通会計計	人 385	人 342	人 339	人 329	人 318	人 313	人 310	人 △32	% △9.4	人 △75	% △19.5
公営企業等会計計	人 230	人 220	人 217	人 231	人 237	人 235	人 236	人 16	% 7.3	人 6	% 2.6
総合計	人 615	人 562	人 556	人 560	人 555	人 548	人 546	人 △16	% △2.8	人 △69	% △11.2

※　各年における地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数を記載しています。

２　給与の抑制措置の取組状況

本市では、定員の適正化のほか、諸手当を含む給与制度の見直しを行い、給与の抑制に取り組んでいます。最近の抑制措置は次のとおりです。

なお、行財政改革における人事制度改革での削減効果は、平成１１年度から平成２１年度までの１１年間で**約５０億円**となっています。

(1)　給与の抑制措置の内容

	一　般　職	特　別　職
平成１４年度	・通勤手当の改正 2 km未満の通勤手当廃止、 10 km未満の支給額引下げ ・旅費の見直し	・期末手当の減額 市　長：10%減額 助　役：7%減額 収入役、教育長：5%減額
平成１５年度	・５５歳昇給停止	・期末手当の減額（継続）
平成１６年度	・調整手当の改正 率を 6%から 5%に引下げ ・定年退職時特別昇給の廃止	・期末手当の減額（継続）
平成１７年度	・職員互助会への公金支出の廃止	・期末手当の減額（継続）
平成１８年度	・調整手当（地域手当）の廃止 ・給料表の見直し(平均 4.5%引下げ) ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当の見直し 趣旨に適さない手当を廃止（18→5 手当に削減）	・期末手当の減額（継続） 市長のみ 10%減額
平成１９年度	・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入	・給料月額の引下げ 市長、収入役：△1.3% 副市長：△3.8%
平成２０年度	・勧奨退職時特別昇給の廃止	
平成２１年度	・給料表の見直し(平均 0.2%引下げ) ・現給保障額の引下げ（△0.24%）	

(2)　普通会計人件費の推移

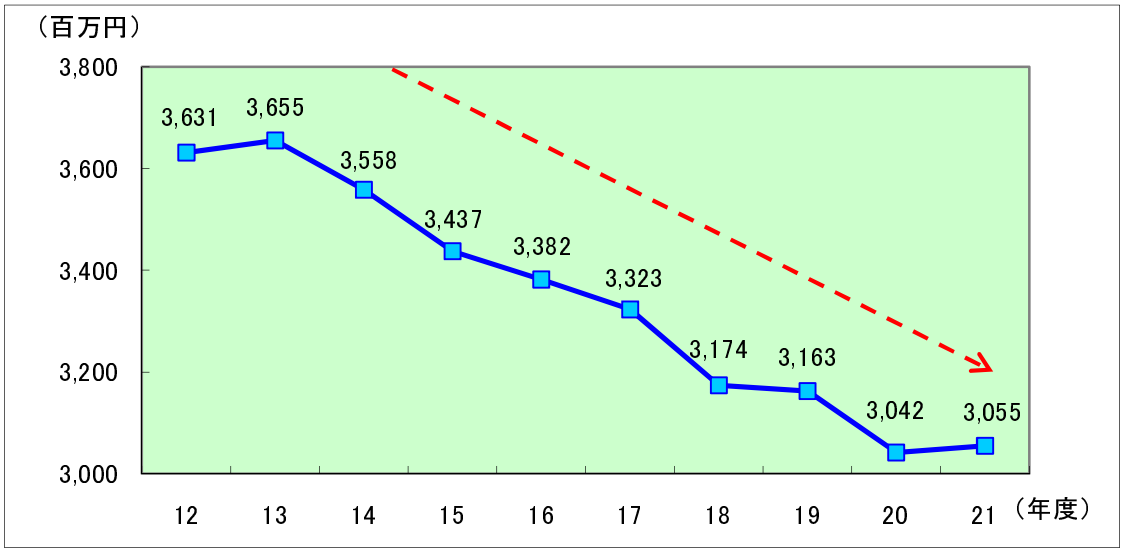

※１　普通会計とは、水道、市民病院などの企業会計を除いたものです（以下同じ）。
※２　上記人件費は、普通会計決算統計における数値です。
※３　上記人件費には、投資的経費に係る人件費は含まれていません。

3　職員の給与の状況

(1)　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（年度末）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A
平成21年度	49,915 人	17,329,246 千円	223,377 千円	3,140,312 千円	18.1%
平成20年度	49,813 人	18,200,307 千円	195,379 千円	3,145,772 千円	17.3%

※　人件費には、市長や市議会議員等に支給される給与・報酬等を含みます。また、投資的経費に係る人件費も含んでいます。

(2)　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B／A	類似団体平均 1人当り給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
平成21年度	319 人	千円 1,286,353	千円 285,500	千円 487,026	千円 2,058,879	6,454 千円	5,979 千円
平成20年度	325 人	千円 1,309,444	千円 264,430	千円 537,541	千円 2,111,415	6,497 千円	6,441 千円

※１　職員手当に退職手当は含まれていません。

※２　職員数は、各年度４月１日現在の人数です。（再任用職員含む。）

(3)　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

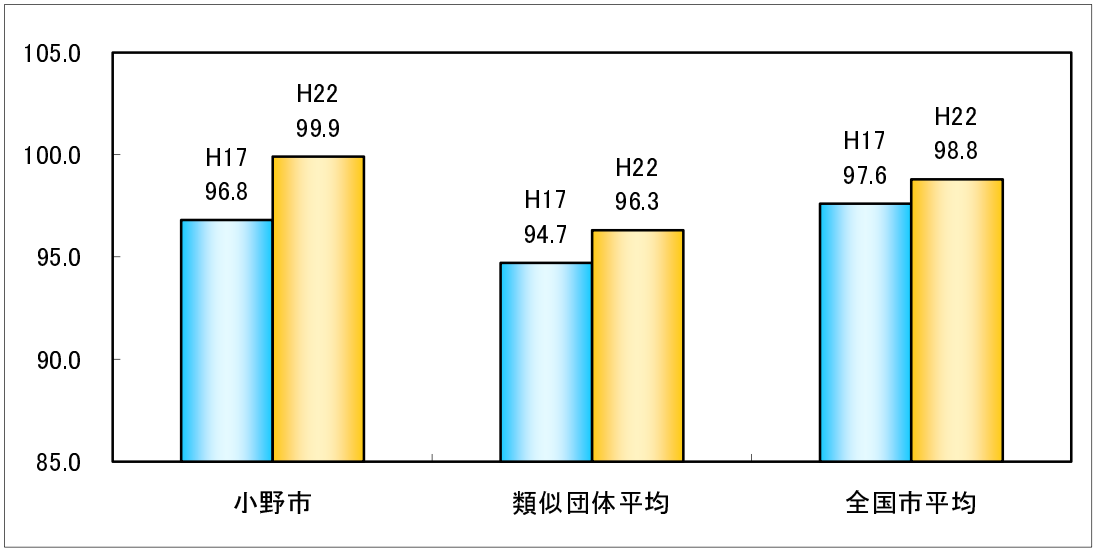

※１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数　９９．９

（注）平成２２年４月１日現在における本市の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4)　一般行政職給料表の状況（平成２２年４月１日現在）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
１号給の給料月額	円 135,600	円 161,600	円 185,800	円 230,200	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200
最高号給の給料月額	円 243,700	円 309,400	円 356,600	円 361,700	円 398,000	円 410,800	円 432,900	円 468,100

※　給料月額は、減額措置を行う前のものです。

(5)　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２２年４月１日現在）

区分			平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(B)
一般行政職	小野市		43.5 歳	345,647 円	428,923 円	384,143 円
	兵庫県		44.2 歳	342,700 円	436,084 円	－
	国		41.9 歳	325,579 円	－	395,666 円
	類似団体		44.3 歳	335,118 円	395,080 円	367,802 円
技能労務職	小野市		50.2 歳	340,362 円	364,363 円	351,578 円
		清掃職員	52.4 歳	356,144 円	381,939 円	366,367 円
		学校給食員	48.8 歳	331,638 円	352,927 円	340,562 円
		学校校務員	51.9 歳	337,840 円	355,334 円	347,840 円
		その他	49.3 歳	338,760 円	367,926 円	354,460 円
	兵庫県		49.8 歳	333,700 円	400,869 円	－
	国		49.3 歳	284,514 円	－	322,291 円
	類似団体		48.1 歳	279,113 円	312,718 円	293,906 円
医師職	小野市		44.8 歳	487,245 円	1,072,363 円	660,139 円
	国		48.8 歳	484,473 円	－	815,480 円
	類似団体		45.4 歳	502,198 円	1,235,356 円	657,427 円
医技術療職	小野市		41.1 歳	333,293 円	415,642 円	350,993 円
	国		44.0 歳	313,866 円	－	355,717 円
看護職	小野市		33.3 歳	285,586 円	347,719 円	298,642 円
	国		45.5 歳	318,285 円	－	348,250 円
	類似団体		39.0 歳	290,879 円	349,737 円	301,387 円
消防職	小野市		38.8 歳	320,523 円	393,321 円	357,495 円
	類似団体		39.2 歳	293,789 円	349,784 円	322,336 円
教育職			51.1 歳	444,226 円	545,686 円	529,926 円

※１　「平均給料月額」は、平成２２年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。
※２　「平均給与月額 A」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。
※３　「平均給与月額 B」は、国が公表する国家公務員の平均給与月額に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため同じベースで再計算したものです。
※４　一般行政職とは、税務職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものです。
※５　教育職には、小学校、中学校勤務の教諭は含まれていません。

【参考１】民間の類似職種の給与（平成２２年４月１日現在）

本市職種	民間の類似職種	平均年齢（歳）	平均給与月額	本市類似職種との平均給与月額比	年収ベース	本市類似職種との年収ベース比
清掃職員	廃棄物処理従業員	44.6	294,000 円	0.83	4,085,100 円	0.70
学校給食員	調理士	41.9	249,700 円	0.75	3,355,100 円	0.62
学校校務員	用務員	53.8	213,600 円	0.63	3,008,200 円	0.54

※１　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む）を使用しています。（平成１９年～２１年の３ヵ年平均）

※２　民間の類似職種との比較にあたり、従業員規模、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※３　年収ベースのデータは、平均給与月額を１２倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本市職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

【参考２】役職段階別の平均給料月額の状況（平成２２年４月１日現在）

区分		平均年齢	平均給料月額
行政職	管理職	54.5 歳	432,485 円
	課長補佐、係長級	46.5 歳	375,367 円
	主務以下	34.6 歳	268,777 円
消防職	管理職	54.6 歳	426,800 円
	課長補佐、係長級	44.8 歳	375,988 円
	主務以下	32.3 歳	270,539 円
医療技術職	管理職	49.6 歳	411,200 円
	技師長補佐	46.8 歳	381,236 円
	主任以下	34.5 歳	277,360 円
看護職	管理職	47.5 歳	395,214 円
	看護主任	43.0 歳	348,690 円
	上記以外	30.5 歳	265,154 円

※　「平均給料月額」は、平成２２年４月１日現在における各区分の職員の基本給の平均額です。

(6)　職員の初任給の状況（平成２２年４月１日現在）

区分		小野市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	174,330 円 (178,800 円)	(Ⅱ種) 172,200 円
	高校卒	149,800 円	140,888 円 (144,500 円)	(Ⅲ種) 140,100 円

※兵庫県の（　）内は、減額措置前の金額です。

(7)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２２年４月１日現在）

区　　分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	267,700 円	309,140 円	361,340 円
	高校卒	230,200 円※	271,500 円	310,800 円※
技能労務職	高校卒	222,900 円※	260,100 円※	304,200 円※
消　防　職	大学卒	273,400 円※	315,600 円※	367,400 円

※　該当する職員が在職していないため、モデルケースを表示しています。

(8)　一般行政職の級別職員数の状況（平成２２年４月１日現在）

区　分		８級	７級	６級	５級	４級	３級	２級	１級	計
標準的な職務内容		部長 参事	課長 主幹	課長補佐 副主幹	係長 主査	主務	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	
職員数（人）		19	36	26	40	39	37	11	3	211
構成比（%）		9.0	17.1	12.3	19.0	18.5	17.5	5.2	1.4	100.0
参考	平成21年4月1日の職員数、構成比	17	39	21	37	45	37	12	3	211
		8.1	18.5	10.0	17.5	21.3	17.5	5.7	1.4	100.0
	平成17年4月1日の職員数、構成比	16	38	26	37	44	61	3	0	225
		7.1	16.9	11.6	16.4	19.6	27.1	1.3	0.0	100.0

※１　小野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務（役職）です。

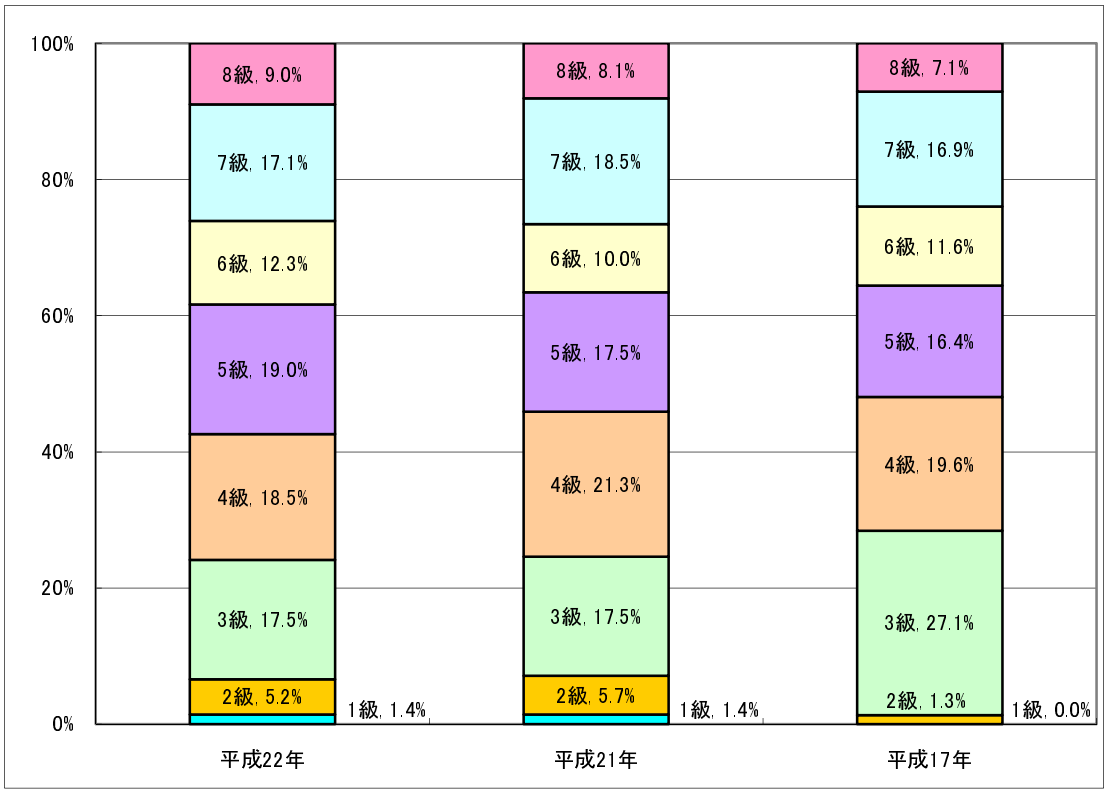

4　職員手当等の状況

(1)　職員手当の状況（平成２２年４月１日現在）

期末手当・勤勉手当

内　　容

（平成２１年度の支給割合）

	小　野　市	兵　庫　県	国
期末手当	2.75 月分 (1.50 月分)	小野市と同じ	小野市と同じ
勤勉手当	1.40 月分 (0.70 月分)		
計	4.15 月分 (2.20 月分)		
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%
２１年度支給実績	１人当たり平均支給額 １，５５７千円	１人当たり平均支給額 １，８４６千円	－

※（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

※　勤勉手当への勤務実績の反映状況は、「９　職員の研修及び勤務成績の評定の状況」に記載しています。

退職手当

内　　容

（平成２１年４月１日現在）

	小　野　市		国	
支給率	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	２３．５０月分	３０．５５月分	２３．５０月分	３０．５５月分
勤続２５年	３３．５０月分	４１．３４月分	３３．５０月分	４１．３４月分
勤続３５年	４７．５０月分	５９．２８月分	４７．５０月分	５９．２８月分
最高限度額	５９．２８月分	５９．２８月分	５９．２８月分	５９．２８月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２～２０％加算）		定年前早期退職特例措置 （２～２０％加算）	
退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし		原則として特別昇給なし	

平成２１年度の支給実績		
支給総額	支給職員数	支給職員１人当たり平均支給額
４３１，４８２千円	３１人	１３，９１９千円

※退職手当の１人当たり平均支給額は、平成２０年度中に退職した職員に支給された平均額です。

時間外勤務手当

内　　容

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。

	２１年度普通会計決算	２０年度普通会計決算
支給実績	９６，６９５千円	８０，４３３千円
職員１人当たり平均支給年額	３０３千円	２４７千円

特殊勤務手当	内　　容

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。

	２１年度普通会計決算	２０年度普通会計決算
支給実績	１千円	４千円
支給対象職員数	３人	９人
職員１人当たり平均支給年額	４００円	４００円
職員全体に占める支給職員の割合	１．０％	２．８％

※特殊勤務手当は、平成１７年度中に見直しを行い、その趣旨に合わない手当を平成１８年度から廃止しました。

※特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」のとおりです。

特殊勤務手当一覧表

手当名		具体的内容・支給対象職員	支給額
感染症防疫作業手当		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条に規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症の防疫業務に従事した職員	日額　４００円
行旅死亡人等取扱手当		行旅死亡人、引取者のない死亡人等の取扱いに従事した職員	日額　１，５００円
災害応急作業手当		災害対策本部若しくは水防本部の指示又は市長の命令による災害応急作業に従事した職員で、屋外の防災作業、救助又は避難者の誘導に従事した場合	日額　１，０００円 ただし、従事した時間が４時間未満の場合は６００円
夜間看護手当		市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において、行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務４時間以上 １回　３，３００円
			深夜勤務２時間以上４時間未満 １回　２，９００円
			深夜勤務２時間未満 １回　２，０００円
医師に支給する手当	医師手当	病院に勤務する医師	月額　給料の３０％
	救急業務手当	管理職である医師が、正規の勤務時間を超えて救急業務に従事した場合	２時間につき、６，０００円以内
	研究手当	病院に勤務する医師	

医師免許取得後年数	支給額（月額）
５～６年	６０，０００円
７～８年	７０，０００円
９～１０年	８０，０００円
１１～１２年	９０，０００円
１３年	１００，０００円
１４～１５年	１１０，０００円
１６年以上	１２０，０００円

扶養手当	内　　容	国の制度との異同 国の制度と異なる内容
	扶養親族のある職員に支給されます。　（平成２２年４月１日現在） ※満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの子１人につき5,000円を加算	国の制度と同じ

		配偶者の有無	
		有	無
配　偶　者		13,000円	
その他の扶養親族	１人目	6,500円	11,000円
	２人目以降	6,500円	6,500円

平成２２年４月分の支給実績（普通会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
４，７７８千円	２１７人	７０．２％	２２，０１６円

通勤手当	内　　容	国の制度との異同 国の制度と異なる内容
	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道２㎞以上）に支給されます。	国の制度と同じ

交通機関等の利用者	定期券等の価額（６か月定期）により支給（１か月当たり５５，０００円を限度）	
自動車等の利用者	２㎞以上５㎞未満	２，０００円
	５㎞以上１０㎞未満	４，１００円
	１０㎞以上１５㎞未満	６，５００円
	１５㎞以上２０㎞未満	８，９００円
	２０㎞以上２５㎞未満	１１，３００円
	２５㎞以上３０㎞未満	１３，７００円
	３０㎞以上３５㎞未満	１６，１００円
	３５㎞以上４０㎞未満	１８，５００円
	４０㎞以上４５㎞未満	２０，９００円
	４５㎞以上５０㎞未満	２１，８００円
	５０㎞以上５５㎞未満	２２，７００円
	５５㎞以上６０㎞未満	２３，６００円
	６０㎞以上	２４，５００円

平成２２年４月分の支給実績（普通会計）

支給総額

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
１，１７１千円	２３９人	７７．３％	４，９００円※

※交通機関等利用者への通勤手当は、６か月定期の額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の１か月平均の額を４月分に支給したものとして計算しています。

住居手当

内　　容	国の制度との異同 国の制度と異なる内容
住宅を借りてその住宅に居住し、月額１２，０００円を超える家賃を支払っている職員又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。 借家居住者（最高支給限度額）　２７，０００円 持家居住者　３，０００円 持家居住者で、新築又は購入後５年間　５，５００円	異なる 借家居住者にのみ支給

平成２２年４月分の支給実績（普通会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
１，６３６千円	２２４人	７２．５％	７，３０１円

管理職手当

内　　容

職　　種		支　給　額
行政職給料表　８級	技監	１００，０００円
	部長又はこれに相当する職	８８，０００円
	特命参事又はこれに相当する職	８３，０００円
	参事又はこれに相当する職	７８，０００円
行政職給料表　７級	課長又はこれに相当する職	６８，０００円
	特命主幹又はこれに相当する職	５８，０００円
	主幹又はこれに相当する職	５３，０００円
医療職給料表(1)　３級	病院長	１２０，０００円
医療職給料表(1)　２級	副院長	１００，０００円
	部長	９０，０００円
	医長	６０，０００円
医療職給料表(2)　７級	薬局長、技師室長・次長	７５，０００円
医療職給料表(2)　６級	薬剤長、技師長	６０，０００円
医療職給料表(3)　５級	看護部長	８０，０００円
	看護部次長	７０，０００円
医療職給料表(3)　４級	看護課長又はこれに相当する職	５５，０００円
	看護副課長又はこれに相当する職	４６，０００円
教育職給料表　５級	校長級社会教育主事、 校長級指導主事	７５，０００円
教育職給料表　４級	教頭級社会教育主事、 教頭級指導主事	７０，０００円
教育職給料表 ３級又は２級	行政職給料表７級の決定を受けた職員で課長又はこれに相当する職と同等の社会教育主事又は指導主事	５８，０００円
	上記以外の社会教育主事又は指導主事	４５，０００円

管理又は監督の地位にある職員に支給されます。

※役職に応じ給料月額に２０％以内の支給割合を乗じて得た額を支給していましたが、平成１９年度以降は、役職に応じて定額により支給しています。

平成２２年４月分の支給実績（普通会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
４，８４７千円	７２人	２３．３％	６７，３２５円

休日勤務手当	内　　容			
	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給されます。			
	平成２２年４月分の支給実績（普通会計）			
	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
	１，０１１千円	５１人	１６．５％	１９，８２４円

地域手当	内　　容			
	支給実績（２１年度普通会計決算）			０千円
	支給職員１人当たり平均支給年額（２１年度決算）			０円
	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
	市内全域	０％	０人	無支給地
	※地域手当（旧調整手当）は、平成１８年４月１日から廃止しました。ただし、派遣等により国又は他の地方公共団体で勤務する職員については、国の制度に準じて地域手当を支給します。			

(2)　**特別職の報酬等の状況**（平成２２年４月１日現在）

区分		給料月額等	類似団体における最高/最低額
給料	市　　長	９８０，０００円	９８９，０００円　／　６１２，５００円
	副 市 長	７９４，０００円	８１６，０００円　／　５１２，０００円
	（教育長）	６９５，０００円	－
報酬	議　　長	５２８，０００円	５２８，０００円　／　３１０，０００円
	副 議 長	４４９，０００円	４６２，０００円　／　２７５，０００円
	議　　員	４０９，０００円	４３１，０００円　／　２５５，０００円
期末手当	市　　長 副 市 長 （教育長） 議　　長 副 議 長 議　　員	（平成２１年度支給割合） ６月期　１．９５月分 １２月期　２．２０月分 計　４．１５月分	
退職手当	市　　長	〔算定方式〕 給料月額×在職月数（48 月を限度）×0.41	〔支給時期〕　任期ごと
	副 市 長	〔算定方式〕 給料月額×在職月数（48 月を限度）×0.25	〔支給時期〕　任期ごと
	（教育長）	〔算定方式〕 給料月額×在職月数（48 月を限度）×0.185	〔支給時期〕　任期ごと

5　公営企業職員等の状況

(1)　水道事業会計職員及び下水道事業会計職員の給与の状況

①　職員給与費の状況

ア　決算Ⅰ

（水道事業会計）

区　分	総　費　用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A
平成 21 年度	1,158,784 千円	23,279 千円	150,340 千円	13.0%
平成 20 年度	1,172,593 千円	49,480 千円	136,758 千円	11.7%

（下水道事業会計）

区　分	総　費　用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A
平成 21 年度	1,487,275 千円	△382,914 千円	38,779 千円	2.6%
平成 20 年度	1,573,655 千円	△416,664 千円	38,048 千円	2.4%

※　「総費用」、「総損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、地方公営企業決算状況調査の区分による決算額で、「職員給与費」の欄には資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

イ　決算Ⅱ

（水道事業会計）

区　分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B／A	市町村平均（政令指定都市除く）
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成21年度	15 人	70,949 千円	10,659 千円	27,088 千円	108,696 千円	7,246 千円	6,567 千円
平成20年度	14 人	68,569 千円	10,439 千円	28,331 千円	107,339 千円	7,667 千円	6,781 千円

（下水道事業会計）

区　分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B／A	市町村平均（政令指定都市除く）
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
平成21年度	5 人	20,659 千円	3,948 千円	7,897 千円	32,504 千円	6,501 千円	6,520 千円
平成20年度	5 人	20,144 千円	4,053 千円	8,440 千円	32,637 千円	6,527 千円	6,793 千円

※１　職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度３月３１日現在の人数です。

※２　「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

※３　職員手当に退職手当は含まれていません。

②　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況　（平成２２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業会計の職員	49.2 歳 (45.6 歳)	376,738 円 (366,719 円)	443,869 円 (546,495 円)
下水道事業会計の職員	44.7 歳 (44.6 歳)	340,200 円 (363,354 円)	426,044 円 (544,269 円)

※１　平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額の合計額です。

※２　（　）内は、各事業の市町村（政令指定都市を除く）平均の年齢及び金額を表しています。

③　職員手当の状況（平成２２年４月１日現在）

期末手当・勤勉手当

内　　容

（平成２１年度の支給割合）

	水道事業会計 下水道事業会計	一　般　会　計	市町村平均 （政令指定都市除く）
期末手当	２．７５月分	左に同じ	－
勤勉手当	１．４０月分		
計	４．１５月分		
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％	左に同じ	－
２１年度支給実績	１人当たり平均支給額 水道事業会計 １，８０６千円 下水道事業会計 １，５７６千円	１人当たり平均支給額 １，５５７千円	１人当たり平均支給額 ※平成２１年度 水道事業 １，６０９千円 下水道事業 １，５７２千円

時間外勤務手当

内　　容

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。

（水道事業会計）

	２１年度	２０年度
支給実績	２，６６２千円	２，２９９千円
職員１人当たり平均支給年額	２９６千円	３２８千円

（下水道事業会計）

	２１年度	２０年度
支給実績	２，０１４千円	１，８９５千円
職員１人当たり平均支給年額	４０３千円	３７９千円

扶養手当

内　　容

扶養親族のある職員に支給されます。

		配偶者の有無	
		有	無
配偶者		13,000 円	
その他の扶養親族	１人目	6,500 円	11,000 円
	２人目以降	6,500 円	6,500 円

※満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの子１人につき 5,000 円を加算

平成２２年４月分の支給実績

	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
水道事業会計	１１６千円	６人	４６．２％	１９，２５０円
下水道事業会計	１０６千円	３人	７５．０％	３３，８３３円

通勤手当

内　　容

交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道２km以上）に支給されます。

交通機関等の利用者	定期券等の価額（６か月定期）により支給 （１か月当たり５５，０００円を限度）	
自動車等の利用者	２km以上５km未満	２，０００円
	５km以上１０km未満	４，１００円
	１０km以上１５km未満	６，５００円
	１５km以上２０km未満	８，９００円
	２０km以上２５km未満	１１，３００円
	２５km以上３０km未満	１３，７００円
	３０km以上３５km未満	１６，１００円
	３５km以上４０km未満	１８，５００円
	４０km以上４５km未満	２０，９００円
	４５km以上５０km未満	２１，８００円
	５０km以上５５km未満	２２，７００円
	５５km以上６０km未満	２３，６００円
	６０km以上	２４，５００円

平成２２年４月分の支給実績

	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
水道事業会計	４７千円	１１人	８４．６％	４，２３６円
下水道事業会計	２３千円	２人	５０．０％	１１，３００円

住居手当

内　　容

住宅を借りてその住宅に居住し、月額１２，０００円を超える家賃を支払っている職員、又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。

借家居住者（最高支給限度額）	２７，０００円
持家居住者	３，０００円
持家居住者で、新築又は購入後５年間	５，５００円

平成２２年４月分の支給実績

	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
水道事業会計	７８千円	１１人	８４．６％	７，１０９円
下水道事業会計	３６千円	４人	１００．０％	９，０００円

管理職手当	内　　容

管理又は監督の地位にある職員に支給されます。

職　　種		支　給　額
行政職給料表　８級	部長又はこれに相当する職	８８，０００円
	特命参事又はこれに相当する職	８３，０００円
	参事又はこれに相当する職	７８，０００円
行政職給料表　７級	課長又はこれに相当する職	６８，０００円
	特命主幹又はこれに相当する職	５８，０００円
	主幹又はこれに相当する職	５３，０００円

平成２２年４月分の支給実績

	支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
水道事業会計	２７２千円	４人	３０．８％	６８，１１４円
下水道事業会計	０千円	０人	０．０％	０円

地域手当	内　　容

（水道事業会計）

支給実績（２１年度）			０千円
支給職員１人当たり平均支給年額（２１年度）			０円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
市内全域	０％	０人	無支給地

（下水道事業会計）

支給実績（２１年度）			０千円
支給職員１人当たり平均支給年額（２１年度）			０円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
市内全域	０％	０人	無支給地

※地域手当（旧調整手当）は、平成１８年４月１日から廃止しました。

④　給与の抑制措置の取組状況

平成１４年度	・通勤手当の改正　2㎞未満の通勤手当廃止、10㎞未満の支給額引下げ ・企業手当（特殊勤務手当）の廃止 ・旅費の見直し
平成１５年度	・５５歳昇給停止
平成１６年度	・調整手当の改正　支給率を6%から5%に引下げ ・定年退職時特別昇給の廃止
平成１７年度	・職員互助会への交付金廃止
平成１８年度	・調整手当の廃止 ・給料表の見直し(平均4.5%引下げ) ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当（水源地管理手当）の廃止
平成１９年度	・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入
平成２０年度	・勧奨退職時特別昇給の廃止
平成２１年度	・給料表の見直し(平均0.2%引下げ) ・現給保障額の引下げ（△0.24%）

(2) 病院事業会計職員の給与の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算Ⅰ

区 分	総 費 用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A
平成 21 年度	3,678,053 千円	△279,945 千円	1,721,621 千円	46.8%
平成 20 年度	3,781,540 千円	△214,600 千円	1,758,177 千円	46.5%

※ 「総費用」、「総損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、地方公営企業決算状況調査の区分による決算額で、「職員給与費」の欄には資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

イ 決算Ⅱ

区 分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B／A	市町村平均（政令指定都市除く）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平 成 21年度	191 人	717,314 千円	348,048 千円	271,101 千円	1,336,463 千円	6,997 千円	6,852 千円
平 成 20年度	191 人	750,390 千円	366,869 千円	303,910 千円	1,421,169 千円	7,441 千円	6,929 千円

※１ 職員数は、地方公営企業決算状況調査による決算当該年度３月３１日現在の人数です。

※２ 「給料」、「職員手当」及び「期末・勤勉手当」の欄には、資本勘定支弁職員の分も含んでいます。

※３ 職員手当に退職手当は含まれていません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成２２年４月１日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医 師	44.7 歳 (43.6 歳)	487,245 円 (568,024 円)	1,072,363 円 (1,362,558 円)
看 護 師	33.1 歳 (37.8 歳)	284,061 円 (289,210 円)	346,113 円 (458,998 円)
医 療 技 術 員	40.7 歳	331,041 円	415,935 円
事 務 職 員 、技 能 労 務 職 員	47.9 歳 (44.3 歳)	376,522 円 (345,719 円)	500,489 円 (527,590 円)

※１ 平均給与月額は、給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除いたもの）の月額の合計額です。

※２ （ ）内は、市町村（政令指定都市を除く）平均の年齢及び金額を表しています。

③　職員手当の状況（平成２２年４月１日現在）

期末手当・勤勉手当

内　　容

（平成２１年度の支給割合）

	病院事業会計	一　般　会　計	市町村平均 （政令指定都市除く）
期末手当	２．７５月分	左に同じ	－
勤勉手当	１．４０月分		
計	４．１５月分		
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％	左に同じ	－
２１年度支給実績	１人当たり平均支給額 １，４５１千円	１人当たり平均支給額 １，５５７千円	１人当たり平均支給額 ※平成２１年度 １，４１６千円

退職手当

内　　容

（平成２１年４月１日現在）

	病院事業会計		一　般　会　計
支給率	自己都合	勧奨・定年	左に同じ
勤続２０年	２３．５０月分	３０．５５月分	
勤続２５年	３３．５０月分	４１．３４月分	
勤続３５年	４７．５０月分	５９．２８月分	
最高限度額	５９．２８月分	５９．２８月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２～２０％加算）		
退職時の特別昇給	原則として特別昇給なし		

平成２１年度の支給実績		
支給総額	支給職員数	支給職員１人当たり平均支給額
８６，１３７千円	１７人	５，０６７千円

時間外勤務手当

内　　容

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。

	病　院　事　業　会　計	
	２１年度決算	２０年度決算
支給実績	５２，３４０千円	５５，４１０千円
職員１人当たり平均支給年額	２７４千円	２９０千円

特殊勤務手当

内　　容

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。

	平成２１年度	平成２０年度
支給実績	１４２，８１８千円	１５３，４２６千円
支給対象職員数	１２８人	１２８人
職員全体に占める支給職員の割合	６７．０％	６７．０％
職員１人当たり平均支給年額	１，１１５，７６２円	１，１９８，６４２円

※特殊勤務手当は、平成１７年度中に見直しを行いました。
　その結果、平成１８年４月から、医療技術研究手当、汽缶業務手当を廃止しました。
※特殊勤務手当の支給対象者、支給内容については「特殊勤務手当一覧」（11 頁）のとおりです。

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
１１，５６８千円	１１２人	５６．６％	１０３，２８８円

扶養手当

内　　容

扶養親族のある職員に支給されます。

		配偶者の有無	
		有	無
配偶者		13,000 円	
その他の扶養親族	１人目	6,500 円	11,000 円
	２人目以降	6,500 円	6,500 円

※満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの子１人につき 5,000 円を加算

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
１，２１１千円	６７人	３３．８％	１８，０７５円

地域手当

内　　容

・対象職員：医師のみ
・支 給 率：１５％（平成２２年３月まで１０％）

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
２，６５１千円	３１人	１５．７％	８５，５１２円

※地域手当（旧調整手当）は、医師を除き平成１８年４月１日から廃止しました。

通勤手当

内　　容

交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道２km以上）に支給されます。

交通機関等の利用者	定期券等の価額（６か月定期）により支給 （１か月当たり５５，０００円を限度）	
自動車等の利用者	２km以上５km未満	２，０００円
	５km以上１０km未満	４，１００円
	１０km以上１５km未満	６，５００円
	１５km以上２０km未満	８，９００円
	２０km以上２５km未満	１１，３００円
	２５km以上３０km未満	１３，７００円
	３０km以上３５km未満	１６，１００円
	３５km以上４０km未満	１８，５００円
	４０km以上４５km未満	２０，９００円
	４５km以上５０km未満	２１，８００円
	５０km以上５５km未満	２２，７００円
	５５km以上６０km未満	２３，６００円
	６０km以上	２４，５００円

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
１，５９６千円	１６５人	８３．３％	９，６７２円※

※交通機関等利用者への通勤手当は、６か月定期の価額をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の１か月平均の額を４月分に支給したものとして計算しています。

住居手当

内　　容

住宅を借りてその住宅に居住し、月額１２，０００円を超える家賃を支払っている職員、又は世帯主として持家に居住する職員に支給されます。

借家居住者（最高支給限度額）	２７，０００円
持家居住者	３，０００円
持家居住者で、新築又は購入後５年間	５，５００円

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
６８７千円	７４人	３７．４％	９，２８４円

管理職手当

内　　容

管理又は監督の地位にある職員に支給されます。

職　　種		支　給　額
行政職給料表　８級	部長又はこれに相当する職	８８，０００円
	特命参事又はこれに相当する職	８３，０００円
	参事又はこれに相当する職	７８，０００円
行政職給料表　７級	課長又はこれに相当する職	６８，０００円
	特命主幹又はこれに相当する職	５８，０００円
	主幹又はこれに相当する職	５３，０００円
医療職給料表(1)　３級	病院長	１２０，０００円
医療職給料表(1)　２級	副院長	１００，０００円
	部長	９０，０００円
	医長	６０，０００円
医療職給料表(2)　７級	薬局長、技師室長・次長	７５，０００円
医療職給料表(2)　６級	薬剤長、技師長	６０，０００円
医療職給料表(3)　５級	看護部長	８０，０００円
	看護部次長	７０，０００円
医療職給料表(3)　４級	看護課長又はこれに相当する職	５５，０００円
	看護副課長又はこれに相当する職	４６，０００円

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
３，３３４千円	４８人	２４．２％	６９，４４９円

夜間勤務手当

内　　容

正規の勤務時間として深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に勤務した職員に支給されます。

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
１，１３１千円	８０人	４０．４％	１４，１３７円

宿日直手当

内　　容

宿日直勤務をした職員に支給されます。

区　　分	１回当たり支給額
医師	３５，０００円
看護師（管理職）	９，０００円
看護師（非管理職）	７，０００円
医療技術職員等	５，０００円
その他の職員	４，２００円

平成２２年４月分の支給実績（病院事業会計）

支給総額	支給職員数	支給される職員の割合	支給職員１人当たり平均支給額
３，３８４千円	６８人	３４．３％	４９，７５７円

④　給与の抑制措置の取組状況

平成１４年度	・通勤手当の改正　2㎞未満の通勤手当廃止、10㎞未満の支給額引下げ ・病院業務手当（特殊勤務手当）の廃止 ・旅費の見直し
平成１５年度	・５５歳昇給停止
平成１６年度	・調整手当の改正　支給率を6%から5%に引下げ ・定年退職時特別昇給の廃止
平成１７年度	・職員互助会への交付金廃止
平成１８年度	・調整手当の廃止 ・給料表の見直し(平均4.5%引下げ) ・勤勉手当への成績率導入 ・特殊勤務手当を見直し、趣旨に適さない手当を廃止 　廃止した手当で主なもの：医療技術研究手当、汽缶業務手当
平成１９年度	・管理職手当を定額化に改正 ・退職勧奨制度の改正 ・査定昇給の導入
平成２０年度	・勧奨退職時特別昇給の廃止
平成２１年度	・給料表の見直し(平均0.2%引下げ) ・現給保障額の引下げ（△0.24%）

６　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

勤　務　時　間	８時４５分～１７時１５分
休　憩　時　間	１２時１５分～１３時００分
１日の勤務時間	７時間４５分
１週間の勤務時間	３８時間４５分

※　平成２１年４月１日改正

(2)　休暇

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。休暇の概要は次のとおりです。

<table>
<tr><th>種類</th><th>内　　容</th><th>期　間　等</th></tr>
<tr><td>年次有給休暇</td><td>職員が請求したときに付与される休暇
【参考】年次有給休暇の取得状況
<table><tr><td>平成２１年</td><td>７．８日</td></tr><tr><td>平成２０年</td><td>８．７日</td></tr><tr><td>平成１９年</td><td>８．８日</td></tr></table></td><td>１暦年において２０日以内</td></tr>
<tr><td>病　気　休　暇</td><td>負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇</td><td>９０日以内</td></tr>
<tr><td>特　別　休　暇</td><td>特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇（詳細は次ページ「特別休暇の種類」のとおり）</td><td>それぞれの休暇に応じた日数・時間</td></tr>
<tr><td>介　護　休　暇</td><td>職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇
【参考】介護休暇の取得状況
<table><tr><td>平成２１年</td><td>０人</td></tr><tr><td>平成２０年</td><td>０人</td></tr><tr><td>平成１９年</td><td>０人</td></tr></table></td><td>連続する６か月以内</td></tr>
<tr><td>組　合　休　暇</td><td>職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇</td><td>１暦年において３０日以内</td></tr>
</table>

特別休暇の種類

種　　類	内　　容	期間等
選挙権等公民権行使に係る休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを得ないと認められるとき	必要な期間
官公署出頭に係る休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合	必要な期間
ドナー休暇	骨髄液提供のため検査、入院する場合	必要な期間
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	１暦年５日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する５日以内
産前休暇	出産予定日の８週間前から出産当日まで（多胎妊娠の場合は１４週間）	８週間
産後休暇	出産の日の翌日から８週間	８週間
保育時間に係る休暇	生後１年未満の子を養育するため	１日２回各３０分
出産補助休暇	配偶者の出産を補助するとき	２日以内
男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）を養育する場合	５日以内
生理休暇	勤務することが著しく困難なとき	２日以内
妊娠中の休暇	母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
追悼休暇	父母の追悼をする場合	１日以内
夏季休暇	７月から９月までの期間内において５日以内	５日以内
子の看護休暇	負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合	１暦年５日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合等	必要な期間

※　平成２１年５月から官公署出頭に係る休暇に裁判員を追加。

(3)　育児休業

①　制度の概要

休業の種類	概　　要
育児休業	養育する子が３歳に達する日まで取得が可能
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達するまで、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて１日を通じて２時間を超えない範囲内で取得が可能

※　育児休業、部分休業をした期間は、給料等は支払われません。

②　育児休業及び育児のための部分休業の取得者数（平成２１年度）

区　　分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をしたもの	１１人
	前年度から引き続いているもの	１３人
部分休業したもの		０人

7　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)　分限処分（平成２１年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合など、公務能率の維持を目的として行う不利益処分（降任、免職、休職、降給）のことをいいます。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	０人	０人	０人	０人	０人
心身の故障の場合	０人	０人	１人	０人	１人
職に必要な適性を欠く場合	０人	０人	０人	０人	０人
職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により廃職及び過員を生じた場合	０人	０人	０人	０人	０人
刑事事件に関し起訴された場合	０人	０人	０人	０人	０人

(2)　懲戒処分（平成２１年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合など、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	０人	０人	０人	０人	０人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	０人	０人	０人	０人	０人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	１人	０人	０人	０人	１人

8　服務上の義務

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。

職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

・職務命令等に従う義務
・秘密を守る義務
・政治的行為の制限
・営利企業等の従事制限
・信用失墜行為の禁止
・職務に専念する義務
・争議行為等の禁止

９　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員が市民の財産となる人材育成を推し進めるため、職員研修を行っています。

本市では、職員研修を人材育成の最も重要な柱であると位置付け、職員の意識改革、能力開発、知識の習得を通して、更なる業務生産性及び市民満足度の向上に努めます。

(1)　職員研修実施状況（平成２１年度）

分　　類		受講対象者	研修内容、目的等
基本研修	新任職員研修	新規採用職員（期限付嘱託職員を含む）	地方公務員制度、財政制度、接遇ほか職員として必要な基礎知識の習得を図る。
	階層別研修	行政職（３級～６級の女性職員）	女性職員の意識を高めるとともに、不安や悩みを解消し、ワーク・ライフ・バランスに基づいた自分らしい働き方を支援する。
	階層別研修	技能労務職員	個人情報保護の重要性と、有用性を理解し、適正に取り扱うために「個人情報保護制度」の習得を図る。
	臨時職員研修	臨時職員（一般事務補助員）	執務の心構え、接遇研修ほか必要な基礎知識の習得を図る。
特別研修	人権教育研修	全職員	人権を尊重する明るいまちづくりに主体的に取り組む職員の育成を図る。
	市民救命士研修	全職員	心肺蘇生法、止血方法等の応急措置の習得を図り、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法を学ぶ。
	法制執務研修	行政職（１級～３級） 行政職（４級～６級）	法制執務に必要な知識を習得し、職務を適切に遂行する能力を養成する。
	交通安全研修	全職員	交通情勢の現状と対策について職員に周知させる。
	マネジメント研修	全職員	民間企業のトップを招き、経営手法や実例等を学ぶことにより、更なる行政手法のイノベーションと意識改革を促進させる。
職場研修	交通研修	全職員（各職場別に実施）	職員の交通事故防止の意識向上を図る。
	職場人権教育研修	全職員（各職場別に実施）	職場人権教育の徹底を図る。
派遣研修	兵庫県自治研修所	１０コース　３０人	行政管理能力、法務能力等の習得を図る。（管理職研修、行政法研修ほか）
	兵庫県	１８コース　５２人	実務知識の習得を図る。（徴収事務、財政、選挙事務研修ほか）
	播磨内陸広域行政協議会	９コース　６５人	行政管理能力、実務知識の習得を図る。（監督職、スキルアップ研修ほか）

分　　類		受講対象者	研修内容、目的等
派遣研修	全国市町村国際文化研修所	４コース　４人	専門実務知識の習得を図る。 （障害のある人への自立支援ほか）
	兵庫県市長会	２コース　２人	専門実務知識の習得を図る。 （地域の自立と連携・人口減少社会と少子化対策）
	国土交通大学校	１コース　１人	専門実務知識の習得を図る。 （公園・緑化研修）
	全国建設研修センター	１コース　１人	専門実務知識の習得を図る。 （橋梁維持補修研修）
	(財)日本経営協会	９コース　１０人	専門実務知識の習得を図る。 （家屋評価の基礎実務研修ほか）
	海外派遣研修	１コース　１人	国際的視野に立って行政の遂行ができる能力を養成し、急速な国際化に的確に対応できる職員の育成を図る。
自己啓発	通信教育研修	５人	自己啓発及び能力開発のために実施する通信教育について費用の一部を助成する。

(2)　職員研究発表会

本市では、職員が自主研修として市政に関し研究したことを発表し、その内容、技能を競う職員研究発表会を開催しています。この発表会は、職員の研究能力の向上、説明（プレゼンテーション）能力の向上、参加者の知識の向上を目的として平成１６年度から実施しています。

勤務終了後の時間外に自主参加で開催していますが、年々参加者は増え、昨年度も会場が満席となる約３００人の参加がありました。また、平成２０年度からは一般公開しており、市役所の枠を超えた開かれた発表会に発展しています。

（参考）職員研究発表会の実施内容（平成２１年度）

・実 施 日　　平成２１年１０月１４日（水）
・発表件数　　５件
・参 加 者　　約２５０名

(3)　ハートフルサービス評価制度

本市では、市役所の行政サービスについて、市民の皆さんに職員の勤務態度等に対する満足度を評価してもらい、より質の高いサービスを目指す、ハートフルサービス評価制度を平成１５年１０月から実施しています。

この制度は、市職員の窓口対応について、「あいさつ」、「身だしなみ」、「言葉づかい」、「態度」、「説明の分かりやすさ」、「受付窓口や待合場所の環境」の項目について５点満点で、来庁された方に採点していただくもので、市役所及び関係施設１５か所に意見箱を設置しています。

ハートフルサービス評価・各項目別平均点数

項目＼年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
あいさつ	3.43	3.68	3.62	3.68	3.60	3.52	3.73
身だしなみ	3.64	3.77	3.85	3.74	3.77	3.73	3.78
言葉づかい	3.49	3.77	3.75	3.69	3.66	3.69	3.76
態度	3.38	3.56	3.57	3.64	3.54	3.39	3.57
説明	3.50	3.47	3.63	3.67	3.56	3.34	3.61
環境	3.50	3.61	3.60	3.64	3.55	3.39	3.69
６項目平均	3.49	3.64	3.67	3.68	3.61	3.51	3.69
件数	119 件	105 件	120 件	133 件	121 件	76 件	81 件

ハートフルサービス項目別平均点数の推移

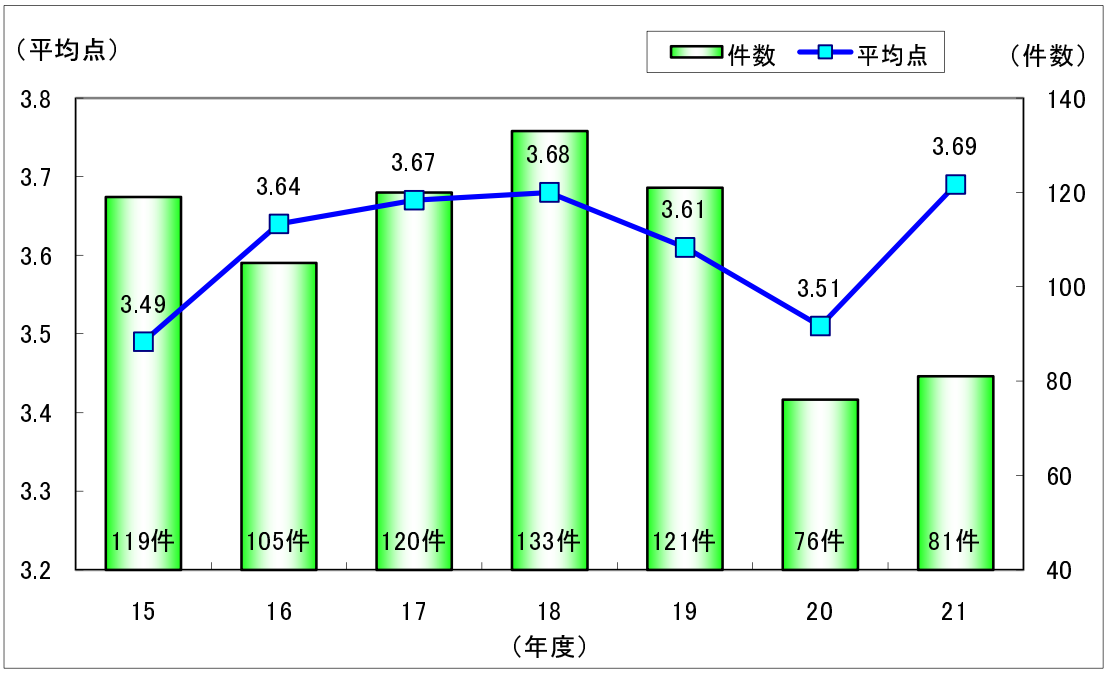

(4)　勤務成績の評定の状況

本市では、業績評価（業績評価とは、「目標による管理」を踏まえ、業務目標に対する達成度を評価することです。）の一つとして、平成１２年度から「方針管理制度」を導入しています。

この制度は、住民志向で成果重視の効率的で効果的な行政運営を行うため、各部門の各職種において、上位方針を受け、達成目標、実施項目、期限を定め、Ｐｌａｎ　Ｄｏ　Ｃｈｅｃｋ　Ａｃｔｉｏｎ　のマネジメントサイクルを回して、方針（目標）の結果とプロセスを評価するものです。

小野市方針管理におけるマネジメントサイクル

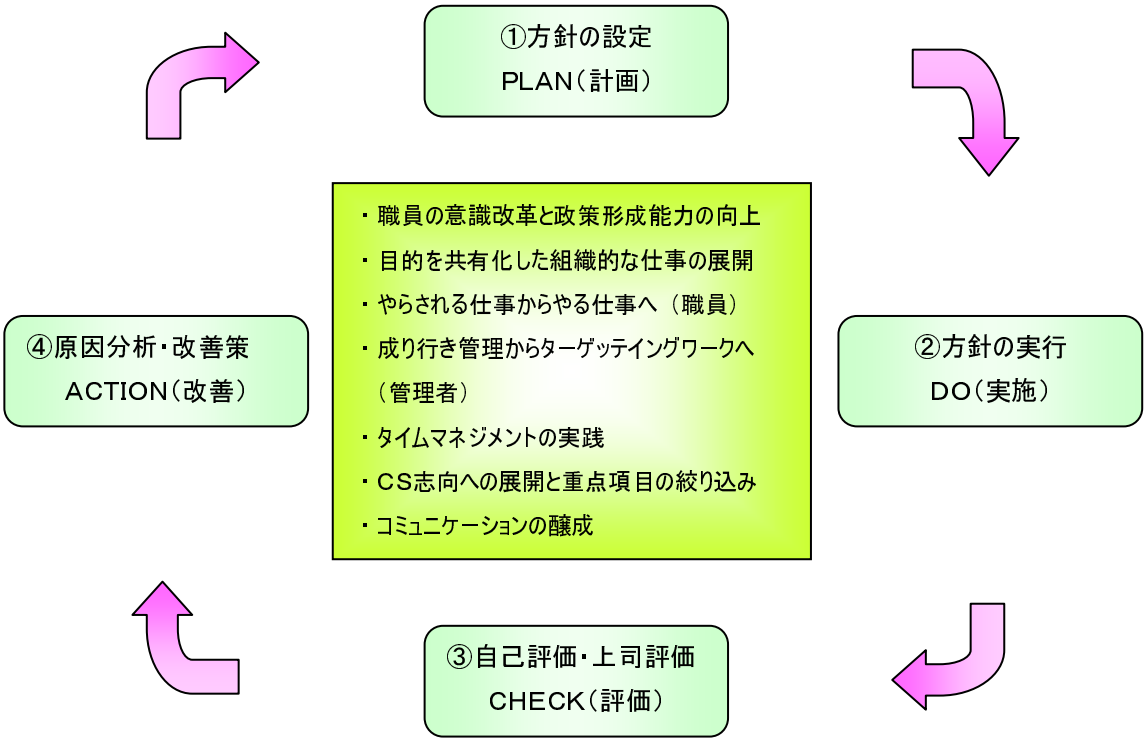

また、業績評価以外の評価制度として、個々の職員の能力（知識、思考力、対人能力等）の発揮状況を評価する能力評価も導入しており、全職員を対象に実施しています。

給与への勤務成績の反映状況

小野市では、他の自治体に先駆けて、職員が業務向上等に努力した結果を適切に評価し、その努力に応える方法として、面談を取り入れた「新たな人事評価制度」を導入しています。

① 勤勉手当（成績率）への反映状況（平成２２年度）

区　　分	２２年６月期		２２年１２月期	
	成績率	人数（割合）	成績率	人数（割合）
特に優秀	87.0/100	3 人（ 0.5%）	82.0/100	3 人（ 0.6%）
優秀	77.0/100	239 人（44.7%）	72.0/100	256 人（48.1%）
良好（標準）	67.0/100	291 人（54.4%）	62.0/100	268 人（50.4%）
良好（標準）未満	67.0/100 未満	2 人（ 0.4%）	62.0/100 未満	5 人（ 0.9%）

※１　カッコ内は、各成績区分の分布割合です。

※２　成績率の導入に伴い、平成１３年１２月期から方針管理制度による業績評価を反映させるため、勤勉手当に導入していたインセンティブ給（動機付けとなる刺激給）は廃止しました。

※３　平成２０年１２月期からは、新たに技能労務職にも勤勉手当成績率を導入し、全職種で能力成果主義への移行を図りました。

② 昇給への反映状況（平成２２年４月）一般行政職

区　　分	課長級以上				課長級未満			
	55 歳以上		55 歳以未満		55 歳以上		55 歳未満	
	昇給	人数(割合)	昇給	人数(割合)	昇給	人数(割合)	昇給	人数(割合)
極めて良好	4 号以上	4 人(12.9%)	8 号以上	2 人(6.9%)	4 号以上	0 人(0.0%)	8 号以上	0 人(0.0%)
特に良好	3 号	8 人(25.8%)	6 号	8 人(27.6%)	3 号	0 人(0.0%)	6 号	0 人(0.0%)
良好(標準)	2 号	19 人(61.3%)	3 号	19 人(65.5%)	2 号	14 人(100.0%)	4 号	159 人(98.8%)
やや良好でない	1 号	0 人(0.0%)	2 号	0 人(0.0%)	1 号	0 人(0.0%)	2 号	2 人(1.2%)
良好でない	昇給なし	0 人(0.0%)	昇給なし	0 人(0.0%)	昇給なし	0 人(0.0%)	昇給なし	0 人(0.0%)

※１　カッコ内は、各昇給区分の分布割合です。

※２　毎年４月１日に前年度の勤務実績及び処分実績等により、上記昇給区分に応じた昇給を行います。

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第６６条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

項　　目	受診者	
	平成２１年度	平成２０年度
定期健康診断	５３９人	５４０人

(2)　公務災害の状況

地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。

項　　目	件　　数	
	平成２１年度	平成２０年度
公務災害発生件数	４件	７件
通勤災害発生件数	１件	０件

(3)　職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第４２条の規定に基づき、小野市職員互助会を設置しています。職員互助会は、会員相互の福利厚生や研修・親睦を図ることを目的に事業を行っています。また、他の自治体では職員の会費及び市の交付金で互助会の運営を行っていますが、本市では職員の会費のみで職員互助会の運営を行っています。小野市職員互助会が行う事業は次のとおりです。

種　類	事　　業　　内　　容
共済給付事業	結婚、死亡、出産などの慶弔給付、その他被災したときや退職したときなどの給付
福利厚生事業	レクリエーション事業、サークル助成事業など会員の研修・親睦に必要と認められる助成事業
貸 付 事 業	職員が資金を必要とするときの貸付

(4)　利益の保護

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。

その代わりに、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっており、適正な職務条件を確保するための「勤務条件に関する措置要求」と身分保証を確実なものとするための「不利益処分に関する不服申立て」があります。

平成２１年度においては、「勤務条件に関する措置要求」及び「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。

１１　職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用は、競争試験により行っています。平成２１年度及び平成２２年度途中までに実施した採用試験の結果及び内容はそれぞれ次のとおりです。

(1)　平成２１年度実施の採用試験

①　採用試験実施結果

職　種		申込者数	受験者数 A	１次合格者数	最終合格者数 B	倍　率 A／B
事務職員	一般	４３	３８	１０	４	９．５
	社会人経験者	５７	５４	１２	３	１８．０
技術職員（建築）		３	３	３	１	３．０
消　防　職　員		８	７	４	１	７．０
薬　剤　師		２	２	－	１	２．０
看護師	6/25 実施	８	８	－	８	１．０
	8/27 実施	６	４	－	４	
	11/26 実施	１	１	－	１	
	2/4 実施	３	３	－	３	
期限付嘱託職員		４６	４３	２４	１２	３．５

②　採用試験の内容

職　種	１次試験	２次試験
事務職員（一般）（社会人経験者対象）	実施日：７月２６日（日） 内　容：教養試験（択一式）、適性検査、作文試験	実施日：９月５日（土）（一般） ９月６日（日）（社会人） 内　容：面接試験
技術職員（建築）	実施日：７月２６日（日） 内　容：教養試験（択一式）、専門試験（択一式）、適性検査、作文試験	実施日：９月６日（日） 内　容：面接試験
消防職	実施日：７月２６日（日） 内　容：教養試験（択一式）、適性検査、作文試験	実施日：９月６日（日） 内　容：面接試験 実施日：９月７日（月） 内　容：体力検査
薬剤師	実施日：２月４日（木） 内　容：専門試験（論述式）面接試験、作文試験	－
看護師	実施日：６月２５日（木） 内　容：専門試験（択一式）、面接試験、作文試験	－
	実施日：８月２７日（木） 内　容：専門試験（択一式）、面接試験、作文試験	－
	実施日：１１月２６日（木） 内　容：面接試験、作文試験	－
	実施日：２月４日（木） 内　容：面接試験、作文試験	－
期限付嘱託職員	実施日：１０月１８日（日） 内　容：適性検査、作文試験、パソコン検査	実施日：１１月２１日（日） 内　容：面接試験

(2)　平成２２年度実施の採用試験

①　採用試験実施結果

職　種		申込者数	受験者数 A	１次合格者数	最終合格者数 B	倍　率 A／B
事務職員	一般	４６	４１	１２	6	６．８
	社会人経験者	４７	４６	6	2	２３．０
消　防　職　員		9	9	3	1	９．０
診療放射線技師		１３	8	－	1	８．０
看護師	8/26 実施	5	5	－	5	１．１
	10/28 実施	6	6	－	6	
	11/25 実施	1	1	－	1	
	2/10 実施	1	1	－	0	
期限付嘱託職員		３９	３９	１８	8	４．９

②　採用試験の内容

職　種	１次試験	２次試験
事務職員（一般）（社会人経験者対象）	実施日：７月２５日（日） 内　容：教養試験（択一式）、適性検査、作文試験	実施日：９月４日（土）（一般） ８月２９日（日）（社会人） 内　容：面接試験
消防職	実施日：７月２５日（日） 内　容：教養試験（択一式）、適性検査、作文試験	実施日：８月２９日（日） 内　容：面接試験 実施日：８月３０日（月） 内　容：体力検査
診療放射線技師	実施日：２月２５日（金） 内　容：専門試験（論述式）面接試験、作文試験	－
看護師	実施日：８月２６日（木） 内　容：面接試験、作文試験	－
	実施日：１０月２８日（木） 内　容：面接試験、作文試験	－
	実施日：１１月２５日（木） 内　容：面接試験、作文試験	－
	実施日：２月１０日（木） 内　容：面接試験、作文試験	－
期限付嘱託職員	実施日：１０月３日（日） 内　容：適性検査、作文試験、パソコン検査	実施日：１０月１７日（日） 内　容：面接試験